

高知県後期高齢者医療広域連合告示第 8 1 7 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 4 項の規定に基づき、高知県後期高齢者医療広域連合の収納代理金融機関を次のとおり定めたので、同条第 8 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 3 月 1 日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
株式会社高知銀行	代理店を除く全営業店舗	公金の収納事務の一部
高知信用金庫		
幡多信用金庫		
土佐あき農業協同組合		
馬路村農業協同組合		
土佐香美農業協同組合		
土佐れいほく農業協同組合		
南国市農業協同組合		
長岡農業協同組合		
十市農業協同組合		
高知市農業協同組合		
高知春野農業協同組合		
土佐市農業協同組合		
コスモス農業協同組合		
四万十農業協同組合		
土佐くろしお農業協同組合		
津野山農業協同組合		
高知はた農業協同組合		
高知県信用農業協同組合連合会		
株式会社ゆうちょ銀行	郵便局および ゆうちょ銀行	